

計画策定の趣旨

令和3年4月1日に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（10年間の時限法）が施行され、阿賀野市の笹神地域が過疎地域として指定されました（一部過疎）。
過疎地域の持続的発展に関する指針等を定め、笹神地域の過疎対策に取り組むため、阿賀野市過疎地域持続的発展計画を策定するものです。

計画の概要

計画期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

記載内容：移住定住等の促進、産業の振興、地域の情報化、交通の整備、生活環境の整備、子育て環境の確保・高齢者福祉の増進、医療の確保、教育の振興、集落の整備、地域文化の振興、再生可能エネルギーの利用

策定方針：阿賀野市総合計画における人口減少対策や地域振興等の指針を基に策定し、総合的な過疎対策に取り組みます。

策定のポイント

① 地域の持続的発展の基本方針（P12）

「阿賀野市総合計画2016-2024」において明記されているとおり、子育て環境の充実や雇用の確保、健康寿命の延伸等により、市全体として少子化高齢化への対策を行うと共に、笹神地域の特色である、温泉や農業などを生かした地域の活性化に努めていくこととしています。

② 地域の持続的発展のための基本目標（P12）

「阿賀野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における人口目標を基に、2025年における笹神地域の人口を7,048人以上にする具体的な数値目標を設けています。

③ 各分野ごとの記載

「阿賀野市総合計画2016-2024」から過疎地域の持続的発展につながる記載を基に【現状と課題】【その対策】を記載しています。
また、当市で実施している事業のうち、それらの課題に対する対策として取り組んでいる主な事業を【計画】の中に記載しています。

例. 上水道の整備について

総合計画の記載

大きな地震が頻発しています。東日本大震災を踏まえた地震動レベル2でも水道水が安定的に供給できるよう、施設・管路の耐震化を計画的に行います。

過疎計画の記載（P27）

現状と問題点	その対策	計画
老朽化した浄水施設の補修や管路の耐震化等、計画的な施設の維持・修繕・補修が必要とされています。	大きな地震が起きても水道水を安定的に供給できるよう、浄水施設や管路の計画的な耐震化を行っていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・浄水施設耐震化事業 ・水道管路耐震化事業

過疎指定に伴う財政措置等

過疎対策事業債

過疎市町村が市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた、起債充当率100%、普通交付税措置70%の地方債です。

○ ハード事業

起債対象事業・・・交通通信施設や教育文化施設等の施設整備費
起債協議可能額・・・9月以降に通知予定

○ ソフト事業

起債対象事業・・・過疎地域の持続的発展に資する旨の整理がなされたソフト事業（基金の積立てを含む）
起債協議可能額・・・35,000千円

国庫補助金の補助率高上げ等

過疎指定に伴い国・県からの補助率が変更となる事業があります。当市では農林課で実施する事業の一部が補助率変更となっています。

例) ◇ 中山間地域直接支払事業

補助率・・・2/3 → 3/4

一般財源負担分・・・6,090千円 → 4,566千円
(R3予算ベース)

条例に基づく課税免除や不均一課税

過疎地域において、条例に基づく課税免除や不均一課税を行った場合、地方税の減収分の75%が普通交付税として補填されます。

○ 当市の状況

産業を行うにあたり、水原、安田、京ヶ瀬、笹神の各地域において大きな差がないこと等から、当市では直ちに笹神地域に対する税の特例措置は設けず、今後、市内や県内他市町村の状況を見て必要性を精査します。

税制特例措置(特別償却)

個人または法人が過疎地域内で生産等設備を新增設した場合、通常の償却額に加えて、一定割合を割増償却として計上し、所得税または法人税(国税)の損金に含めることができるものです。

対象業種・・・製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等
(適用に当たっては過疎計画の「産業振興促進事項」に記載が必要です。計画案ではすべての業種を記載しています。)

取得価格要件・・・資本金規模や業種に応じて500万円以上～2,000万円以上
対象設備投資・・・生産等設備の取得又は製作若しくは建設

持続的発展支援交付金

交付金	補助対象	補助額
過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	地域運営組織が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する事業	上限15,000千円 (加算あり)
過疎地域持続的発展支援事業	地域課題の解決を図り、持続的発展に資する取組で、ICT技術の活用や地域を担う人材育成を含む事業	上限20,000千円
過疎地域集落再編整備事業	空き家活用や集落移転等過疎地域の集落再編を図るために行う事業	1 / 2
過疎地域遊休施設再整備事業	遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題の解決を図るための施設整備事業	1 / 3

【例1】太田集落ネットワーク圏(和歌山県)

地域特産物の米のブランド化を進め、農業の活性化を図り、また、遊休施設(旧中学校)を交流拠点として再生させ、地域内外との交流や世代間交流を行うことで地域の活性化を図る事業です。

活用交付金・・・過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

事業内容・・・地域特産物ブランド化による生産・販売対策事業、地域資源を生かした誘客推進事業、交流拠点の整備事業、地域外への魅力発信事業

総事業費・・・20,000千円

※過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業は実施主体が地域住民や地元事業体を中心とした地域運営組織である必要があります

【例2】高齢者の生活を守る買い物支援バス実証運行事業(青森県)

高齢者の外出支援、商品の宅配、安否確認等を一体で行う買い物支援バスの実証運行を実施するものです。

活用交付金・・・過疎地域持続的発展支援事業

事業内容・・・高齢者支援会議の実施、住民実態・意向調査、運行システムの構築、実証運行、車両の購入

総事業費・・・10,100千円